

福井市中央卸売市場関連商品売場棟一般開放事業に伴う市場 施設使用許可要領

福井市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る一般開放事業の区域において事業を営む者（以下「開放事業参加者」という。）の取扱いについては、福井市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）及び福井市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 一般開放事業の目的

流通の多様化により、市場外流通が拡大している中、市場が果たす役割を再認識していただくことをコンセプトとし、市民（消費者）が求める「地場産の新鮮で安全・安心な商品」、「プロ用から汎用品まで用途に応じて選択できる幅広い商品群」、「保存方法や調理方法、料理に合わせた食材の選び方」などを対面販売で提供する場、さらには、観光客も含めた市民に福井の食に関する情報や福井の食材を使った料理を提供することを目的とする。

2 一般開放事業の区域

一般開放事業の区域は、関連商品売場棟南棟とその南側及び東側駐車場の一部とする。

3 一般開放事業の期日

関連商品売場棟南棟の一般開放は、条例第4条に規定する市場の開場の期日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、一般開放事業の円滑な運営を図るため設置する5に規定する開放事業者で構成する団体（以下「ふくい鮮いちば実行委員会」という。）と協議の上、一般開放の期日を変更することができる。

4 一般開放事業の時間

一般開放事業の時間は、午前8時30分から午後2時30分までを原則とする。ただし、市長が必要と認めるときは、ふくい鮮いちば実行委員会と協議の上、一般開放の時間を変更することができる。

5 開放事業参加者

開放事業参加者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 関連事業者であって、関連商品売場棟南棟において施設の使用指定を受けたもの
- (2) 売買参加者又は買出人であって、関連商品売場棟南棟において施設の使用許可を受けたもの

6 一般開放事業の実施

市長及び開放事業参加者は、次のとおり一般開放事業を実施する。

- (1) 2 から 4 までに規定する一般開放事業の区域、期日、時間においては、市長は、条例第 9 3 条第 2 項に基づく市場入場者に対する入場の制限をしないものとする。
- (2) 開放事業参加者は、前号の区域、期日、時間において、市場入場者に商品を販売し、又はサービスを提供するものとする。

7 資格要件

関連商品売場棟南棟において施設の使用指定又は許可を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 関連事業者であって、一般開放事業の区域において商品の販売又はサービスの提供を消費者に対して行うもの
- (2) 売買参加者又は買出人のうち、一般開放事業の区域において市場の卸売業者又は仲卸業者の取扱品目を使用した商品の販売又はサービスの提供を消費者に対して行う者であって、市税に滞納がないもの

8 審査等

7 の資格要件が満たされるかの判断にあたっては、あらかじめ当該開放事業参加者になろうとする者から個別に事情を聴取するとともに、関係者又は関係団体の意見を聴くことができるものとする。

9 市場施設の返還

開放事業参加者が市場施設を返還しようとするときは、返還期日の 1 月前までに、規則第 1 0 2 条の返還届を提出し、市長の確認を受けなければならない。

1 0 市場施設使用の遵守事項

開放事業参加者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 店舗 2 階の使用方法
2 階部分は、倉庫又は更衣室のみの使用とし、事務所、休憩所等に使用してはならない。
- (2) 消火器の設置
消火器を 1 階及び 2 階に設置し、設置場所を従業員に対し周知徹底するとともに、一般入場者に対しても目につきやすい箇所に消火器の所在を表示すること。
- (3) 防火管理の徹底と日常点検
防火責任者及び火元責任者を定め、1 日 2 回以上目視による火気取扱等の日常点検を実施し、防火管理を徹底すること。
- (4) 避難経路の確保
避難経路を幅員 2. 5 メートル以上確保するとともに、関連商品売場棟外への出口に

は物品等を置かないように徹底管理すること。また、防火管理者は、定期的に巡回し、避難経路が安全に利用できる状態になっているか確認すること。

(5) 防災物品の使用

店舗内において使用するカーテン、幕、展示用合板等の防災対象物品は、消防法令で定める防災性能を有するものとし、防災表示を適正にすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市場施設の管理及び運営上支障のある行為をしないこと。

1 1 事業開始の要件

開放事業参加者は、市長に保証金を預託した後でなければ、当該開放事業参加に係る事業を開始できないものとする。

附 則

この要領は、関連商品売場棟一般開放の日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日より実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より実施する。